

号外第4 (令和元年6月25日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】 2

[規則]

- △ 横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 3

条 例

横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第18号

横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例

(横浜市建築基準条例の一部改正)

第1条 横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第112条第12項、第13条第2号、第14項及び第15項」を「第112条第17項、第18条第2号、第19項及び第20項」に改める。

第29条第3項中「第112条第13条第2号」を「第112条第18条第2号」に改める。

第53条の6第2項中「第112条第14項」を「第112条第19項」に改める。

第53条の8中「第112条第12項」を「第112条第17項」に改める。

(横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例(平成26年12月横浜市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「もの又は」の次に「建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和元年政令第30号)第1条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第12号

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表以外の部分中「供する建築物で」を「応じ、」に、「もの」を「建築物」に改め、同項の表を次のように改める。

	(あ)	(い)
(1)	法別表第1(い)欄(1)項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）	政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、次のいずれかに該当するもの（避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。） ア 地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの（地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のもの（以下「特定規模建築物」という。）を除く。） イ 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル又は旅館	政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの（避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないもの又は特定規模建築物を除く。）
(3)	児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設がある	次のいずれかに該当するもの（避難階以外の階を法別表第1(い)

	<p>もの)に限り、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件(平成28年国土交通省告示第240号。以下「定期報告を要しない建築物等を定める告示」という。)第1第2項に掲げる高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(以下「高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途」という。)を除く。)</p>	<p>欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。) ア 法第6条第1項第1号又は政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの(特定規模建築物を除く。) イ (あ)の欄に掲げる用途に供する2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>
(4)	<p>高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途</p>	<p>政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの(避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないもの又は特定規模建築物を除く。)</p>
(5)	<p>法別表第1(イ)欄(3)項に掲げる用途(学校又は学校に附属する体育館その他これに類するものを除く。)</p>	<p>政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの(避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないもの又は特定規模建築物を除く。)</p>
(6)	<p>法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途</p>	<p>政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)欄に掲げる用途に供するもの(避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないもの又は特定規模建築物を除く。)</p>
(7)	<p>勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p>	<p>次のいずれかに該当するもの(避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。)</p>

		<p>ア 法第6条第1項第1号又は政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの(特定規模建築物を除く。)</p> <p>イ (あ)の欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの</p> <p>ウ (あ)の欄に掲げる用途に供する2階の部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p>
(8)	個室ビデオ店等	<p>法第6条第1項第1号又は政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、(あ)の欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p>
(9)	<p>この表の(1)の項から(8)の項までの(あ)の欄に掲げる用途のうち、2以上の用途に供する建築物(定期報告を要しない建築物等を定める告示第1第1項各号に掲げるもの又はこの表の(1)の項から(8)の項までに該当するものを除く。)に係るこれらの用途</p>	<p>次のいずれかに該当するもの(避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。)</p> <p>ア 法第6条第1項第1号又は政令第14条の2第1号に掲げる建築物で、地階又は3階以上の階を(あ)の欄に掲げる用途に供するもの(特定規模建築物を除く。)</p> <p>イ (あ)の欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの</p> <p>ウ (あ)の欄に掲げる用途に供する2階の部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p>

第20条の2第2号ウ中「政令」を「建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和元年政令第30号)第1条の規定による改正前の政令(以下「旧政令」という。)」に改め、同条第3号中「政令」を「旧政令」に改める。

別表第1(14)の項中「政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)」を

「旧政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)」に、「第112条第12項」を「第112条第17項」に、「第112条第14項」を「第112条第19項」に改め、同表(76)の項中「政令第136条の2第1号」を「旧政令第136条の2第1号」に、「政令第136条の2第2号」を「旧政令第136条の2第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。